

仕様書

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務（以下「本件業務」という。）

2 業務目的

「第36回全国健康福祉祭鳥取大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）」（以下、「大会」という）の開催に合わせ、県産の食を中心とした魅力発信イベントを実施し、大会を盛り上げるとともに、全国から集結する大会関係者等に食パラダイス鳥取県をはじめとした豊かな鳥取の魅力を発信することにより、県民と大会関係者の交流を促進し、鳥取ファンを増やし、販路拡大や観光等の誘客に繋げることを目的とする。

3 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和7年1月31日までとする。

4 業務内容

食を中心とした本県の魅力発信イベントの企画・管理・運営等の全般を実施するものであり、以下の項目について具体的な提案を行うこと。

(1) イベントの企画運営

①開催日時 令和6年10月19日（土）から同月21日（月） 各日ともに午前10時から午後4時

②実施場所 米子コンベンションセンター正面入口の前エリア（鳥取県米子市末広町294）

（詳細は別紙2参照）

③企画に関する事項

ア イベントのトータルプラン(会場レイアウト図を含む)を提示すること。

※企画提案においては会場規模にあうレイアウト図とし、委託契約後、鳥取県との打合せにより詳細を決定する。

イ 集客力があり幅広い年代の人が楽しめる「食パラダイス鳥取県」をテーマとしたイベント企画であること。

ウ 県産の食を中心とした物販、飲食、キッチンカー等を集めたブース設置等を盛り込むこと。なお、鳥取県の魅力発信の観点から食以外の出店を排除するものではないこと。

エ 会場内に飲食コーナーを設けること。

オ 本イベントの開催趣旨を踏まえたイベントの名称を提案すること。

カ より多くの集客を図るためブース設置以外のイベント等についても積極的に提案すること。

例) 地域の集客が見込めるイベントとのコラボレーション、ステージイベントの実施、イベントゲストの招聘 等

キ 会場内の動線を検討し、米子コンベンションセンター内で実施される大会も併せて全体を来場者が周遊できるように工夫すること。

④管理・運営に関する事項

ア 会場使用可能期間は、令和6年10月18日(金)から同月21日(月)とする。

イ 運営マニュアルを作成すること

ウ 会場には、企画するイベントに応じて、舞台、音響、照明等必要な設備・装飾及び運営に必要な資材や運営スタッフ等についても準備し、会場設営を行うこと。イベント終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。

エ 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、悪天候や事故、時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し、実施すること。

- オ イベント開始、終了、搬入出時における来場者及び一般通行者等の安全確保と食品の安全・衛生管理を徹底すること。
- カ 会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、米子コンベンションセンターでの大会運営に支障がない警備計画を作成し、安心安全な警備を実施すること。警備計画を作成するにあたっては、各会場における適切かつ安全な来場者・交通の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。
- キ 会場設営にあたって、開催期間が複数日に渡ることから、開催前日または開催期間中の夜間に飲食ブースのテント等の設置が想定される場合には、施設管理者と事前に協議のうえ、管理・警備等方法を定め、実施すること。
※施設管理者とは米子コンベンションセンターを管理する「公益財団法人とっとりコンベンションビューロー」のこと。
- ク 会場設営にあたって、施設、設備、備品の利用及び操作は施設管理者の指示に従い、破損、紛失または汚損した場合は、原状回復または、それに必要な実費相当分を負担すること。なお、当該実費相当分は本件業務に係る委託料の額には含まれない。
※会場設営エリアは、飲食ブース等の設置により施設床面の汚損等が発生した場合、原状回復に要する清掃が非常に困難なため、ブルーシート等による養生といった汚損防止対策が必須である。
- ケ 会場内の清掃・ごみ処理については、受託者の責任において行うこととし、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、施設管理者と事前に協議のうえ、対応すること。
- コ イベント開催にあたっては鳥取県内事業者、各種団体と積極的な連携や活用を行うこと。
- サ イベント開催に係る官庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届け出等の手続きは受託者において行うこと。
- シ イベント開催に係る関係機関（米子コンベンションセンター内の大会主管団体、警察、消防署等含む）との連絡調整を行うこと。また、イベント開催に必要な駐車場や会議室、控室の確保等、運営・設営に係る詳細についても調整すること。
- ス 原則、受託者においてイベント保険等に参加すること。
- セ その他事業全般に係る企画調整・管理運営に関し、鳥取県の求めに応じて、鳥取県と協議のうえ対応すること。

⑤広報宣伝

- ア 多くの来場者を得るため告知及び工夫をすること。
- イ 様々な年代に告知し、集客を図るため複数の広報媒体を活用すること。
- ウ 広報ツールや会場装飾等を作成する際は大会ロゴや食パラダイス鳥取県ロゴ等を活用すること。

(2) イベント実施による効果測定

イベント及び大会への集客効果を判定するための指標を定め・測定すること。

5 本件業務の実施体制等

- (1) 事業統括責任者 本件業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。
- (2) 事業スタッフ 本件業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。
- (3) 打合せ・報告に関する要件 受託者は、本件業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、鳥取県との打合せ・報告等を行うこと。

6 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ鳥取県と協議し、鳥取県の承認を得ること。

7 本件業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 本件業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (2) 本件業務に関連する書類・領収書等は契約締結の属する年度の翌年度から数えて5年間保存すること。
- (3) 本件業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (4) 本件業務を鳥取県の承認を受けないで、再委託してはならない。また、次のア～イのいずれかに該当する場合は、鳥取県は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- (5) 受託者は、(4)の規定により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鳥取県に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 個人情報の保護
 - ア 受託者は、本件業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
 - イ 受託者は、(4)の規定により本件業務を鳥取県の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。
- (7) 受託者は、本件業務を実施するに当たり、仕様書に記載されていない事項や課題等が発生した場合には、速やかに鳥取県に連絡すること。
- (8) その他、必要に応じて鳥取県と協議を行うこと。

8 実績報告

- (1) 受託者は、業務完了後完了の日から20日以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書をA4サイズで作成し、鳥取県に提出すること。当該実績報告書には、次の内容を含むものとする。なお、本件業務を中止し又は廃止したときは、中止又は廃止した日から30日以内に実績報告書を鳥取県に提出すること。
 - ・事業概要
 - ・事業実施体制
 - ・事業内容及び成果
 - ・収支報告書等
- (2) 業務完了検査
鳥取県は、(1)の実績報告書を受理したときは、その日から10日以内に本件業務の完了を確認するための検査を行う。

9 権利の帰属

本件業務により新たに制作した制作物(データ、プログラム等)の著作権は、原則として鳥取県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとする。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による本件業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、本件業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、本件業務の目的以外の目的のために、本件業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、本件業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、本件業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 本件業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、本件業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、本件業務において利用する個人情報（本件業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、本件業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、本件業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、本件業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は本件業務の終了時に、本件業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は本件業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、本件業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、

個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、本件業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 甲は、本件業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は本件業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 乙が本件業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。

